

**平成28年度
関東甲信越静ブロック中央会
会長会議 討議資料**

日時：平成28年7月14日（木） 13：30

場所：「日光金谷ホテル」日光市上鉢石町 1300

栃木県中小企業団体中央会

〒320-0806

宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 3階

TEL 028 (635) 2300 FAX 028 (635) 2302

<http://www.tck.or.jp/>

「第 68 回中小企業団体全国大会」に係る中小企業対策に関する要望

【目 次】

関東甲信越静ブロック中央会

【総 合】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
1. 景気対策の継続的・機動的な実施	
2. 中小企業対策の充実・強化	
3. 組合等連携組織対策及び中央会支援体制の強化、組合の更なる活用	
4. 中小企業の組織制度の見直し	
5. 震災復旧・復興、原子力発電所の事故対策等の実施	
6. 中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及・拡大	
7. その他	
【金 融】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
1. 中小企業の資金繰り対策の拡充及び柔軟な金融支援の実施	
2. 信用組合の地域金融機能の支援強化	
3. 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度の貸付制度の見直し	
4. 高度化資金制度の拡充強化、新たな制度の創設	
【税 制】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
1. 中小企業関係税制の改正及び拡充等	
2. 事業承継税制の改正及び拡充等	
3. 中小企業組合関係税制の改正及び拡充等	
4. 消費税の税率引き上げに伴う対応措置	
【商 業】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ページ
1. 商店街・中小小売商業に対する活性化支援の拡充・強化	
2. 大型店等の進出対策及び公正な競争環境の整備の強化	
3. 中小流通業対策の強化	
4. 中小・サービス業に対する支援策の強化	
【労 働】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 ページ
1. 中小企業の雇用確保と人材育成支援策の拡充・強化	
2. 中小企業に配慮した労働関係法令等の見直し	
3. 最低賃金の見直し	
4. 社会保障制度・労働保険制度の見直し	
5. 外国人技能実習制度の適正化・外国人材の活用	
6. その他	
【工 業】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 ページ
1. ものづくり・商業・サービス新展開事業の継続・拡充	
2. 環境・エネルギー対策の充実・強化	
3. 下請取引の適正化等	

総 合

1. 景気対策の継続的・機動的な実施

【茨城・東京・新潟・栃木】

- (1) 我が国経済を支えている中小企業の実情を踏まえ、真に中小企業・小規模事業者の経営基盤・競争力強化対策を図るための、切れ目のない措置を講じること。(茨)
- (2) 国は、景気対策にあたっては、わが国経済の礎である中小企業・小規模事業者をより重視した施策を大胆かつ迅速に講じること。(東)
- (3) 国は、引き続き、経済政策を強く進めるとともに、景気回復を中小企業が実感できるよう、地方創生のための新たな交付金や有効的な総合経済対策を実施すること。(新)
- (4) 我が国経済の根幹を支える全国の中小・小規模事業者が景気回復を実感できるよう、「日本再興戦略(2016)」を確実に実行するとともに、国際経済の変化に即応する緊急経済対策の策定と中小企業対策に万全を期すこと。(栃)

2. 中小企業対策の充実・強化

【茨城・群馬・千葉・新潟・山梨・静岡】

- (1) TPP 対策に向けて、中小企業者に対する支援体制に万全を尽くすこと。また、その交渉経過を逐一報告すること。(茨)
- (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画をはじめ、中小企業の新たな取り組みのために策定した計画を遂行するに当たり、資金面の支援が確実に受けられ、かつその充実を図ること。(茨)
- (3) 中小企業・小規模事業者への支援等、中小企業対策予算を更に拡充・強化すること。(群、千、新)
- (4) 「地方創生」政策の実行にあたっては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が、持続的に安定した経営基盤の確立と成長が図れるよう、中小企業対策予算をさらに充実・強化すること。(山)

✓ (5) 中小企業組合・中央会を活用した小規模企業振興予算の拡充を行うこと。(静)

3. 組合等連携組織対策及び中央会支援体制の強化、組合の更なる活用

【茨城・埼玉・千葉・東京・長野・山梨・静岡】

(1) 中小企業連携組織対策事業の拡充強化並びに中小企業支援施策における中小企業組合に対する優遇措置を講じること。(茨)

(2) 中小企業連携組織対策を国と地方が一体となって全国一元的に推進できるよう、国の重要な施策の柱として位置づけ、連携・組織化政策を抜本的に強化すること。また、同対策の実施を担う中央会の機能強化に万全の措置を講じること。(茨、埼、千、東、長)

(3) 中小企業連携組織対策事業費補助金（県中央会補助金）について、相当部分を必ず中小企業振興のための予算として措置がなされるよう国から都道府県への働きかけを強化すること。(千)

(4) 企業組合をソーシャルビジネスの担い手として位置づけ、普及、浸透させる支援策を講じること。(東、静)

✓ (5) 中小企業組合等を活用した中小企業・小規模事業者の経営力の向上、強化を図る支援策を講じること。(茨、山)

✦ (6) 中小企業団体中央会の中小企業組織化支援強化のための人材確保、資質向上等の予算措置を含めた機能強化措置を図ること。(静)

4. 中小企業の組織制度の見直し

【茨城・千葉・東京・静岡・栃木】

(1) 平成 19 年改正の中小企業等協同組合法において、監査期限が 4 週間と規定されたが、組合運営等に支障をきたしており、この期間を大幅に短縮すること。特に組合員数 1,000 人未満の組合においては、さらに監査期間の短縮をすること。(茨)

(2) 商店街振興組合の発起人数を 7 人以上から 4 人以上に、商店街地区に近接している小売・サービス業者 30 人以上を 15 人以上に引き下げるなど、設立要件を緩和すること。(千)

- (3) 企業組合の設立要件や理事定数の緩和等、企業組合制度の充実を図ること。
(千、静)
- (4) 中小企業組合が過度な負担を負わないよう設立認可、定款変更、各種届出事務等に関わる所管行政庁の一元化を図ること。(茨、千、東)
- (5) 協同労働の協同組合制度の法制化については、既存の企業組合制度の拡充等で対処し、類似組織のための新法制定は、行わないこと。(茨、千)
- (6) 暴力団排除のための規定(排除条項)を「組合員の資格等」「役員資格等」の条項に追加すること。(東)
- (7) 共済協同組合にあつては「法人組合員の役員及び使用人を組合員とみなす」ことができるようにすること。(東)
- (8) 組合設立時の発起人の数を4人から3人へと緩和及び商店街振興組合並びに商店街協同組合における員外理事の要件を緩和すること。(静)
- (9) 社会・経済環境変化に対応した組合制度の見直しを行うこと。(設立要件の緩和、員外利用割合の緩和、出資配当割合の緩和、所管行政庁の一本化)(栃)

5. 震災復旧・復興、原子力発電所の事故対策等の実施

【茨城】

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって生じた全ての直接・間接・風評被害について、誠意をもって継続して東京電力が賠償を行うよう必要な措置を講じること。
- (2) 放射能汚染の心配を理由とする旅行・宿泊の取り止めや本県産物の買い控えなど風評被害の防止を図るため、きめ細かなモニタリング調査を実施し的確な情報提供を行うこと。また、各種の風評被害防止キャンペーン・PRを実施するとともに事業者が行う風評被害防止のための各種事業を支援すること。
- (3) 放射能の除染対策について、国は除染方法を確立し、その責任において自治体と連携して早期に処理が完了するよう全力を挙げて取り組むこと。
- (4) 発生した放射性廃棄物の処理については、放射能に対する国民の懸念を払しょくするとともに速やかに仮置き場や貯蔵施設、処分場を確保し、早急に処理を行うこと。
- (5) 国外において、安全な食品等の輸入停止・制限が行われないよう強力な対策

を講じること。

6. 中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及・拡大
【茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・静岡・栃木】

- (1) 官公庁の入札に際し、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにするため、国等は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。(茨、埼、千、東、新)
- (2) 地域中小企業の受注機会の確保及び増大を図るため、分離・分割発注の推進に努めるとともに、地元中小企業に優先発注すること。(茨、埼、千、神、新、山、栃)
- (3) 予算決算及び会計令や地方自治法施行令で定められている少額随意契約の限度額を引き上げるとともに、中小企業並びに官公需適格組合に対し、実施が可能なものについては、積極的に随意契約制度の活用を図ること。(茨、埼、千、東、新、山、栃)
- (4) きめ細かな官公需相談業務を強化・展開するため、中央会に設置されている「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど、体制の充実・強化を図ること。(茨)
- (5) 国及び地方公共団体は、官公需施策及び官公需適格組合制度の周知徹底を図るとともに、官公需適格組合及び中小企業の受注機会の増大を図ること。(茨、埼、千、新、静、栃)
- (6) 官公需の一般競争入札を行う際、地域の中小企業に対して加点制度を設けるなどの措置を講じること。(茨)
- (7) 甚大災害の復旧・復興工事については、地元企業に優先発注を図ること。また、災害復旧・復興工事を受注した建設業者が採算割れを起こさないよう、工事着手後であっても、行政発注担当者が請負業者と共に現場を確認するなどして、契約額の見直し等が柔軟にできるようにすること。(茨)
- (8) 毎年、閣議決定される「国等の契約の方針」に掲げられた「中小企業向け契約目標額」が確実に実施されるよう、国等の機関に中小企業向けの発注状況をチェック・監督する組織を設置すること。(埼)
- (9) 物品や資材の政府調達に際し、インターネット上で何度も入札できる「競り

下げ方式(リバースオークション)」は、中小企業者の適正な収益確保を阻害し、事業活動の継続に悪影響を及ぼす恐れがあるため、即時廃止すること。(埼)

(10) 中小企業の受注機会の増大を図るため、官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるようにすること。(埼)

7. その他

【埼玉・新潟・静岡】

(1) 中小企業への補助・助成制度については、補助事業等各種申請書類の簡素化を行うこと。(埼)

(2) インバウンドの拡充と国内観光の促進とが互いに結びつくような施策が求められており、地域のまちづくりが包括的に推進されるよう、次の措置を講じること。(埼)

① ものづくり、飲食・小売業、運送業、旅館業、医療・健康等のサービス業、農林水産業などが円滑に事業連携できるよう、地域内の付加価値化に結び付く取組みを一層支援すること。

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、中小企業の受注機会の拡大と結びついた観光振興等を推進すること。

③ 民泊の拡大は、国民の安心・安全の問題があるので、安易な規制緩和は行わないこと。

(3) 耐震対策における支援策の拡充を行うこと。(新)

(4) 中小企業における介護問題への総合的な対応を図るため、以下の2項目に対策を講じること(静)

① 組合組織を活用した中小企業に対する介護問題への総合的対策を実施すること。

② 中小企業組合による介護事業の実施と優遇措置を講じること。

(5) 高速道路利用料金の ETC 割引の継続と割引率の維持を行うこと。また、組合等中小企業団体の行う高速道路大口多頻度割引制度の拡充と助成金支援を行うこと。(新、静)

金 融

1. 中小企業の資金繰り対策の拡充及び柔軟な金融支援の実施

【茨城・群馬・東京・埼玉・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡・栃木】

- (1) 経営支援型の保証業務を行う信用保証協会においては、信用保証審査の一層の弾力化に努め、事業の規模・特性・将来性等を十分に勘案し経営改善支援につながる資金繰り支援の強化を図り、中小企業の要請に対し、積極的に応えられるよう審査体制の改善を図ること。(茨)
- (2) 中小企業の経営改善について、国・金融機関・中小企業支援機関等からの支援体制を継続させるとともに、経済情勢にあわせた柔軟な金融支援策を充実させること。(群、埼、新)
- (3) 中小企業の多様なニーズにきめ細かく対応できる政策金融と信用保証制度の拡充を図り、中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定支援などの金融機関の取り組みを継続すること。(長)
- (4) 中小・小規模企業者の経営安定を支えるためのセーフティネット保証の要件を緩和するとともに対象業種の拡充と弾力的見直しを行うこと。(茨、神、山、栃)
- (5) 商工組合中央金庫が中小企業の健全な発展を金融面で支援するために、引き続き政府系金融機関としてその政策的機能を十分発揮できるよう必要な措置を講じること。(東・長)
- (6) 創業期の実績や信用力、資本力の乏しい組合において円滑な資金調達を可能とする融資制度を創設すること。(静)
- (7) 中小企業の動産や売掛債権を正しく評価するシステムや動産を処分する市場の確立を推進すること。(東)
- √(8) 事業評価型融資を推進し、地域密着型金融への取り組みを積極的に展開するとともに、緊急時に対応する万全な資金繰り対策を講じること。(栃)

2. 信用組合の地域金融機能の支援強化

【茨城・東京・新潟】

- (1) 信用基盤の確立及び経営体質の強化について全面的な支援を行うこと。(茨)
- (2) 中小零細企業の経営実態に即した金融検査・監督を実施すること。(茨、東)
- (3) ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。(茨、新)

3. 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度の貸付制度の見直し

【茨城・埼玉・千葉・新潟】

- (1) 中小企業倒産防止共済制度の貸付の迅速化を図るとともに、貸付金額の10分の1相当金額が権利消滅する掛金控除制度を廃止すること(茨、埼、千)
- (2) 経営セーフティ共済の共済金貸付を受けた場合に権利消滅する割合を、共済金貸付額の10分の1に相当する額から20分の1程度に軽減する等見直しを行うこと。(新)

4. 高度化資金制度の拡充強化、新たな制度の創設

【茨城・静岡】

- (1) 高度化資金制度の借り換え制度を創設すること。(茨)
- (2) 全国一律で、誰もが平等に活用できる高度化資金制度を実現すること。(茨)
- (3) 高度化資金制度を活用し共同施設設置、集団化・集約化事業を実施した組合等に対する倒産組合員の債務免除、経営環境変化に対応した債務の軽減・免除、相続時の個人連帯保証の解除等事業承継・再チャレンジへの新たな特別対策を創設すること。(茨)
- (4) 高度化資金金利の弾力的運用による金利の引き下げを行うこと。(静)
- (5) 集団化事業における都市部以外での5社要件を緩和すること。(静)
- (6) 高度化特別枠として防災資金枠を確保すること。(静)
- (7) 中心市街地再開発に係る高度化資金枠を確保すること。(静)
- (8) 集団化事業実施組合における組合員倒産等の特例措置を設置すること。(静)

税 制

1. 中小企業関係税制の改正及び拡充等

【茨城・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡・栃木】

- (1) 法人税率の更なる引き下げ及び恒久化を図るとともに、適用所得金額を拡大すること。(茨、埼、千、東、新、長)
- (2) 法人事業税に係る外形標準課税の中小企業者への適用拡大を行わないこと。(茨、埼、東、新、長、栃)
- (3) 法人税法上の中小企業の定義を中小企業基本法に従い、資本金3億円以下の企業とすること。(茨、埼、新、栃)
- (4) 印紙税を廃止すること。(群、東、新、山)
- (5) 交際費の全額損金算入の特例措置を恒久化すること。(新)
- (6) 中小企業が海外展開する際の税制措置を講じること。(茨)
- √(7) 大企業の内部留保を中小企業等に還元する新税制を創設すること。(山)
- (8) 地方拠点強化税制の要件を緩和すること。(静)
- (9) 「中小企業等経営強化法」による固定資産税の軽減措置適用を希望するものづくり補助金採択企業へ配慮すること。(静)
- (10) 中心商店街における土地・建物の固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じること。(茨)
- (11) 償却資産に対する固定資産税の減免・軽減措置を拡充すること。(静)
- (12) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。(新)
- (13) 軽油引取税の旧暫定税率を廃止すること。(東、新)
- (14) 軽油引取税の免税措置の恒久化を図ること。(茨)
- (15) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入規定を見直すこと。(茨)
- √(16) 特定退職金共済の掛金の取扱いを見直し、消費税法上の非課税取引から不課税取引とする特例措置を講じること。(茨)
- (17) 中小法人等に対する法人税の延納制度を復活させるとともに、消費税についても延納制度を創設すること。(神)
- (18) 所得税等の非課税限度額を引き上げるなど、配偶者控除の見直しを図ること。(千)

2. 事業承継税制の改正及び拡充等

【茨城・埼玉・千葉・山梨】

- (1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合については、「80%」から「100%」に更なる改善を図ること。(茨、埼、千)
- (2) 雇用確保要件については、「5年間平均で8割以上確保」とあるが、現実的には5年間安定して雇用を確保していくことは至難であるため、「3年間平均で5割以上確保」に更なる緩和を図ること。(埼)
- (3) 取引相場のない株式の評価については、事業承継を円滑に進めるため抜本的に見直すこと。(茨、山)
- (4) 制度の対象株式が、自社株の発行済議決権株式総数の2/3までとなっているので上限を撤廃すること。(茨、千)
- (5) 相続・贈与から5年後以降は後継者の死亡または会社倒産により納税が免除される規定に加えて、民事再生・会社更生・中小企業再生支援協議会での事業再生の場合については、納税猶予額を再計算し、一部免除されるように改正されたが、これを更に5年経過後は納税猶予額を全額免除にすること。(千)

3. 中小企業組合関係税制の改正及び拡充等

【茨城・埼玉・東京・新潟・静岡・栃木】

- (1) 中小企業組合の法人税軽減税率を引き下げ恒久化を図るとともに、企業組合・協業組合についても同様の水準の税率を適用すること。(茨、埼、東、栃)
- (2) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)については、法人税率同様に一律の軽減税率を適用すること。(茨)
- (3) 中小企業組合については、その組織特性に鑑み、出資金3億円までの組合においても優遇措置を講じること。(埼)
- (4) 地域の企業・創業・雇用創出の基盤づくりのため、企業組合に対しては、設立後5年間、法人税を免除すること。(茨、埼、静、栃)
- (5) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一次取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。(茨)

- (6) 集団化組合の共有土地評価換えに伴う減損会計を導入すること。(静)
- (7) 高度化資金の返済金や組合共同施設の修理費等を、組合が積立金に繰り入れたときは全額損金算入できるようにすること。(茨)
- (8) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。(茨)
- (9) 地域の産業再生に取り組む中央会等へ、震災等の緊急対応時に中小企業等が支出する寄付金に対して、指定寄付金の認定措置を講じること。(茨)
- (10) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出損する義援金を全額損金算入とすること。(茨、新)

4. 消費税の税率引き上げに伴う対応措置

【茨城・群馬・埼玉・東京・神奈川・新潟・山梨】

- (1) 将来にわたり、消費税率 10%を超える税率の引き上げは絶対に行わないこと。
(茨)
- (2) 消費税における複数税率の採用に伴う「インボイス方式」の導入は行わないこと。(神、新)
- (3) 軽減税率導入に際して、中小企業の事務負担を増加させないように配慮すること。(群、埼)
- (4) 納税義務が免除される課税売上高を 1,000 万円から 3,000 万円へ引き上げること。(茨)
- (5) 簡易課税制度の適用上限を 5,000 万円から 2 億円に引き上げること。(茨)
- (6) 石油ガス税やガソリン税などを廃止し、個別間接税に消費税が課されている二重課税を解消すること。(茨、埼、東、新、山)
- (7) 消費税の表示について、税抜き価格を可能とする外税方式の恒久化を図ること。(茨、埼)
- (8) 中間申告納税の回数について、納税事業者任意選択を認めること。(埼)

商 業

1. 商店街・中小小売商業に対する活性化支援の拡充・強化

【茨城・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・静岡・栃木】

- (1) 商店街の法人化を促進するため、振興組合等が取り組む地域活性化に対する支援施策の拡充・強化を図るなど、法人組織に特段の優遇措置を講じることで任意団体との差別化を明確にすること。(茨、東)
- (2) 賑わい創出に寄与する補助事業を復活し、単年度のみでなく、複数年度に亘り活用できる事業とすること。また、助成対象団体を意思決定が明確となっている商店街振興組合等の法人組織に限定すること。(茨)
- (3) 商店街・共同店舗等の空き店舗対策として、出店促進のための入居費や改装費等に対する助成制度を創設~~す~~するとともに、既存店の廃業を抑制するために改修費等を助成する支援策を講じること。(茨)
- (4) 地域コミュニティを担う商店街が持続的成長・発展ができるよう「にぎわい補助金」「まちづくり補助金」等を復活するとともに、申請書類を一層簡素化すること。実施に当たっては、振興組合等法人組織を対象として拡充を図ること。(埼、千、新、長)
- (5) 「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の予算措置の拡充に加え、円滑な事業実施のため、支援対象となる補助対象経費科目を拡大すること。(埼、千)
- (6) 共同店舗組合が空き区画の改修、内外装の補修、耐震補強等を行うための補助金制度を創設すること。(新)
- (7) 有効期限が表示されていない商品券について、発行後一定期間回収されない場合、消滅時効が適用できるようにすること。(新)
- (8) 商店街や共同店舗等が観光産業と連携して地域活性化に取り組めるよう、外国人観光客向け免税店の拡大と申請の簡素化、着地型観光商品開発のためのネットワーク構築も含めた支援体制の充実強化を図ること。(長)
- (9) 地域限定あるいは中小小売店に限定したプレミアム商品券の発行など、地域の実情に併せた需要喚起策を強化すること。(群)

- (10) 安全・安心な地域社会の形成に向けて地方公共団体と共に街づくりを実践するため、防犯カメラ等の防犯設備や、訪日外国人向けの多言語型対応アプリ等の案内機能設備など、商店街のインフラ整備に特段の配慮をすること。(神、新、栃)
- (11) 中小企業組合を介した空き店舗情報の集約とデータベース化、マッチング対策に係る助成制度を創出すること。(静)

2. 大型店等の進出対策及び公正な競争環境の整備の強化

【茨城・埼玉・東京】

- (1) 大型店等の進出は、地域商店街の運営に大きな影響を及ぼすため、その進出に当たっては、地元商店街の声を十分に反映すること。(埼)
- (2) 公正取引委員会は、公正な競争確保のため「不当廉売」「差別対価」に関して業種別ガイドラインを作成し、厳格な運用と監視を強化するとともに、違反を行う事業者には厳正な措置を講ずること。(茨、埼、東)

3. 中小流通業対策の強化

【茨城・東京】

- (1) 中小流通事業者の厳しい経営環境を踏まえ、高速自動車国道の割引制度について、次の措置を講ずること。(東)
 - ① 「大口・多頻度割引制度」の割引条件である「契約者単位の1台当たりの月額平均利用金額」を「3万円超」から「2万5千円超」に引き下げること。
 - ② 「大口・多頻度割引制度」における自動車1台ごとの高速道路利用額の割引率については、現行の割引率を恒久的な措置とすること。
- (2) 中小企業の健全かつ安定した経営実現に向けた支援を図るため、高速道路料金などの大口・高速多頻度割引を補正予算による支援から恒久的な支援へと改めること。(茨)
- ✓ (3) 流通業・物流業においては労働者（ドライバー）不足が深刻化しており、賃金見直しを含めた待遇改善を図るためにも、適正価格での収受を促す支援措置を講ずること。(茨)

4. 中小・サービス業に対する支援策の強化

【神奈川・栃木】

- (1) 地域資源の効果的な魅力発信のため、「ふるさと名物応援事業」の継続的な予算化に加え、地域資源を活用する小売・サービス事業者に対して、広告宣伝など販売促進を支援する補助施策の拡充を図ること。(神)
- √(2) 訪日外国人の増加に伴い注目されている「民泊」であるが、旅館業に比べ関連法規の整備が不十分である。諸外国の取り組みを参考に、地域特性を取り込んだ一定の基準を作成するとともに運営体制の構築を図ること。(神)
- (3) 日本経済の7割を占める主要産業である中小サービス業の生産性向上の推進を図る支援策の充実・強化を図ること。(栃)

労 働

1. 中小企業の雇用確保と人材育成支援策の拡充・強化

【茨城・群馬・埼玉・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡・栃木】

- (1) 中小企業の人材確保・定着支援のための施策を強化・拡充すること。(茨、群、埼、新、長)
- (2) 働き手確保のための就業環境の整備を行うこと。(神)
- (3) 地域大学等と中小企業の連携を推進し、若年層の雇用促進と採用意欲の高い中小企業とのマッチング事業を強化すること。(長、山)
- (4) 地域中小企業の採用難に配慮した採用ルールの構築及び運用の適正化を行うこと。(静)
- (5) 地域産業・中小企業の魅力発信支援策を拡充すること。(静)
- (6) 中小企業と連携したキャリア教育推進体制の整備を行うこと。(神、長)
- (7) 中小企業の実態に即した高齢者雇用制度の推進と支援策の拡充強化を行うとともに、中小企業で雇用する高齢者が保有する高度な技術や技能、知識等を伝承・継承するための支援策を強力的に推進すること。(茨)
- (8) 様々なライフスタイルの女性が活躍する場の拡大、パートタイム労働者の就労ニーズへの対応、また持続的な就労促進を図るとともに、中小企業の実態に即した仕事と家庭の両立に係る支援策の拡充強化を図ること。(茨、栃)
- (9) 労働力人口の減少が予測される中で、若年労働者の確保と定着・育成等に係る支援策を強力的に推進するとともに、学生に対する職業意識等の教育を徹底すること。(茨)
- (10) 新卒者の雇用や女性・高齢者の活用に関する支援機能の強化を図ること。(栃)

2. 中小企業に配慮した労働関係法令等の見直し

【茨城・東京】

- (1) 中小企業の実態を踏まえた労働施策を推進するため、労働に係る各種審議会の委員に中小企業代表者を積極的に登用し、中小企業の意見を取り入れること。(茨)

- (2) 法改正に伴う雇用保険の適用対象拡大及び保険料免除措置廃止に伴う小規模事業者の費用負担を軽減するため、助成措置を講じること。(東)
- (3) 女性活躍推進や人手不足緩和の観点から、パートタイム労働者等の非課税限度額を引き上げるとともに、社会保険料納付義務の適用年収基準も引き上げること。(東)
- (4) 中小企業の実態に即した労働者派遣を行うため、次の労働者派遣法の改正を行うこと。(茨)
 - ①日雇派遣の原則禁止の見直し
 - ②グループ内派遣規制の廃止
 - ③離職後1年以内の労働者派遣禁止の撤廃

3. 最低賃金の見直し

【茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡】

- (1) 最低賃金は、各地域の経済情勢、中小企業の経営状況、雇用動向等を踏まえて慎重に協議検討し、過度な引上げは行わないこと。(茨、埼、千、東、神、山、静)
- (2) 特定(産業別)最低賃金は、廃止すること。(茨、埼、千、東)

4. 社会保障制度・労働保険制度の見直し

【茨城・千葉・神奈川・新潟・山梨・栃木】

- (1) 現下の中小企業の経営実態等に十分配慮し、社会保険料(厚生年金、健康保険)が、過度の事業主負担にならないようにすること。(茨、新、山、栃)
- (2) 中小企業の加入者が多い協会けんぽの財政安定のため国庫補助率を法律上の上限である20%に引き上げること。(千、山)
- (3) 雇用保険制度に係る国庫負担割合を法律の本則(25%)に速やかに戻すこと。(千)
- (4) 社会保険料の引下げ、法定福利費の適正転嫁対策を講じること。(神)

5. 外国人技能実習制度の適正化・外国人材の活用

【茨城・群馬・埼玉・神奈川・静岡・栃木】

- (1) 外国人技能実習制度改正法案の成立による制度の拡充を図ること。(群、栃)
- (2) 技能実習生の受入業種及び2号移行対象職種の拡大を行うこと。(埼、静)
- (3) 入国管理局への事務手続きや実習先への巡回指導等について、簡素化、効率化を図ること。(神)
- (4) 技能実習生に対する厚生年金保険や雇用保険の加入については、特例措置を設けるなどして免除すること。(茨、栃)
- (5) 労働力不足に対応する外国人材の活用を検討し、法整備を進めること。(群)
- (6) 高度外国人材(外国人留学生等)が日本への就労を希望した際の就労ビザ取得要件を緩和すること。(静)

6. その他

【群馬】

- (1) 建設作業従事者の適正賃金確保のため、公共工事の労務単価の見直しを行うこと。(群)

工 業

1. ものづくり・商業・サービス新展開事業の継続・拡充

【茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・長野・静岡・栃木】

- (1) ものづくり・商業・サービス新展開事業は、中小企業の技術の高度化、革新的サービスの創出など、幅広い分野で顕著な効果を上げているため、今後とも恒久的に事業を実施・拡充していくこと。(埼、千、東、神、長、静、栃)
- (2) ものづくり補助金の終了後のフォローアップ事業として、大学など研究機関との連携・PRや販路開拓などに活用できる補助・助成策を講じること。(長、静、栃)
- (3) 今後期待の高まるIoT (Internet of Things)、ロボット、医療をはじめとする成長分野に、意欲ある中小製造業者が進出するための支援をはかること。(埼)
- (4) IoT、ビッグデータなど革新的技術を中小企業へ円滑に導入するための、安価かつ汎用性の高いソフトウェア開発を促進すること。(神)
- (5) 食品産業における製造工程での異物混入などを防ぐための、ラインの設備投資などに対する支援策を実施すること。(茨)
- (6) 地域に根差す伝統文化は地域活性化の大きな資源となるため、伝統工芸品産業の振興を図ること。(栃)

2. 環境・エネルギー対策の充実・強化

【茨城・埼玉・神奈川・山梨・新潟】

- (1) 再生可能エネルギーによる電力の安定供給体制の確立と、その活用及び省エネルギー設備導入などに対する補助金制度を充実・拡充すること。(新)
- (2) 海底地下資源であるメタンハイドレートの資源量調査及び早期商業化の実現を推進すること。(新)
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金賦課金の上昇を可能な限り抑制すること。(埼)
- (4) 環境配慮型経営を目指す中小企業が、省エネルギーの推進や再生可能エネル

ギー導入によりエネルギー調達コストの軽減を迅速に図れるよう、補助金を拡充するとともに、各種支援制度の中に中小・小規模事業者枠を別枠として設定すること。(神、山)

(5) 中小企業が取り組む省力化設備などの導入に対する支援を強化すること。
(茨)

(6) 安全が確保された原子力発電所については、早期に運転再開を進めること。
(埼)

(7) バランスの取れたエネルギーミックスによる電力供給政策を実現すること。
(埼)

(8) 再生可能な一般廃棄物・資源物(木質バイオマスなど)の有効活用のためにする法律の改正又は現行法の弾力的な運用を行うこと。(山)

(9) 省エネ住宅ポイントを再導入すること。(神)

(10) 「エコアクション21」制度の知名度を高め、支援を充実させること。(神)

(11) BCPの策定・見直しや、事業所の耐震診断・耐震補強支援など、企業の減災対策に対する支援を行うこと。(神)

3. 下請取引の適正化等

【群馬・埼玉・東京・新潟】

(1) 元請企業の不公正な取引により下請企業が不当なしわ寄せを受けている現状があるため、地域の中小企業者にまで経済政策の恩恵を浸透させ、持続可能な利益を確保できるよう、法的措置を強化し、独占禁止法などの関係法規に則った指導・監督を引き続き徹底すること。(群、埼、東、新)